



新潟県十日町

## 就任のご挨拶

日本電子健康保険組合 理事長 武満 泰雄

このたび、日本電子健康保険組合理事長選挙が行われ、関前理事長の後を受け、健康保険組合理事長に就任いたしました武満です。組合員の皆様に、新任のご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、健康保険制度は、高齢化による医療費の急増や健康保険組合の財政悪化などが大きな課題となっています。健康保険組合連合会の資料によりますと、2025年度に赤字となる健康保険組合は、健保組合全体の76%になると試算されており、その主な原因は、少子高齢化による支え手の減少と高齢者医療拠出金の増加といわれています。

当組合は、昨年度も一般勘定・介護勘定ともに黒字を維持し、幸いにもここ十数年、安定した財政運営を続けています。しかし将来、前述しました少子高齢化や医療の高度化が進む中で、不安定な財政運営になることも予想されます。

これからの組合運営において、医療費適正化のための疾病予防や重症化予防などの予防医療の推進に力を入れていくとともに、単に医療費を抑えるだけでなく、組合員一人ひとりが健康でいきいきと働き続けられる環境づくりを支えることのできるよう、健康保険組合議員、職員と連携し、また事業主とも協力しながら取り組んでまいります。

これからも組合員皆様のご理解・ご協力、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

# 令和6年度 事業報告・決算

**一般勘定は納付金が減額し、保険料収入が増加したので黒字決算。**

**介護勘定は納付金増額傾向だが、黒字維持。**

第144回組合会が7月16日に講義室にて実施され、令和6年度事業報告及び収入支出決算が承認されました。

一般勘定の経常収支は35,328千円の黒字となりました。納付金が前年度より減額し、保険料収入も増加しました。保険給付費は増額しましたが、トータルで残金が残る結果となりました。

納付金は、計算の基礎のパラメータが、医療費の内容によって年毎に大きく上下します。令和7年度も前年度に引き続き減少傾向です。一方医療費は、保険対象となる治療内容が医療の高度化や少子高齢化などの原因で年々拡大しています。今後も継続しそうです。

一方、介護勘定は、単年度14,379千円の黒字となりました。

## 1.財政状況

### (1)一般勘定

収入合計は2,288,895千円となりました。支出合計は2,014,380千円です。残金は274,515千円です。200,000千円の別途積立金取崩しを実施しておりますので、それを除く単年度残金は74,515千円となります。保険料収入が増加し、納付金が減少したため、医療費増額を、収入増で賄う結果となりました。(別図1参照ください)

### (2)介護勘定

保険料収入が302,717千円となり、介護納付金288,329千円を上回り、単年度では14,379千円の残金となりました。(別図2参照ください) 納付金計算方法変更による納付金の増加は落ち着きつつあります。

## 2.事業運営

各種健診は大きな問題もなく実施できました。健診予約システムの効果的な活用を実施しています。保養所は、利用状況がコロナ後大きく伸びています。引き続き組合員の健康増進を念頭に検討していきます。



# 令和6年度 収入支出決算概要表

## [一般勘定]

### 収入の部

単位:千円

科目		決算額	前年度決算額	増 減
健康保険収入	健康保険料収入	2,015,097	1,963,424	51,673
	国庫負担金収入	439	439	0
調整保険料収入*		31,024	30,255	769
繰入金	退職積立金繰入	0	0	0
	別途積立金繰入*	200,000	200,000	0
国庫補助金収入	特定健診指導助成金	442	407	35
	その他助成金*	23,639	19,887	3,752
出産育児交付金		398	0	398
財政調整事業交付金*		15,608	14,634	974
雑収入	利子収入	354	15	339
	施設利用料	1,535	1,802	-267
	補助金等追加収入*	54	379	-325
	その他	305	1,729	-1,424
収入合計		2,288,895	2,232,971	55,924
経常収入(*を除く)		2,018,570	1,967,816	50,754

### 支出の部

単位:千円

科目		決算額	前年度決算額	増 減
事務所費		51,695	47,184	4,511
組合会費		50	55	-5
保険給付費	法定給付費	925,157	903,932	21,225
	付加給付費	38,115	33,631	4,484
	保険給付費計	963,272	937,563	25,709
納付金	前期高齢者納付金	318,253	491,673	-173,420
	後期高齢者支援金	545,690	509,304	36,386
	病床様転換支援金	0	0	0
	退職者給付拠出金	3	7	-4
	納付金計	863,946	1,000,984	-137,038
保健事業費		101,741	97,653	4,088
還付金	保険料還付金	42	240	-198
	調整保険料還付金*	1	4	-3
営繕費*		273	0	273
財政調整事業拠出金*		30,864	30,196	668
連合会費		763	695	68
積立金		1,654	2,037	-383
雑支出	助成金等返還金支出*	0	0	0
	その他	79	39	40
予備費		0	0	0
支出計		2,014,380	2,116,650	-102,270
経常支出(*を除く)		1,983,242	2,086,450	-103,208

### 収支差

単位:千円

科目	決算額	前年度決算額	増 減
収支差	274,515	116,321	158,194
経常収支差	35,328	-118,634	153,962

## [介護勘定]

### 収入の部

単位:千円

科目	決算額	前年度決算額	増 減
介護保険収入	302,717	297,882	4,835
繰越金	0	0	0
繰入金*	10,000	10,000	0
雑収入	0	0	0
収入合計	312,717	307,882	4,835

支出の部

単位:千円

科目	決算額	前年度決算額	増 減
介護納付金	288,329	279,384	8,945
還付金	9	17	-8
積立金*	0	0	0
支出合計	288,338	279,401	8,937

収支差

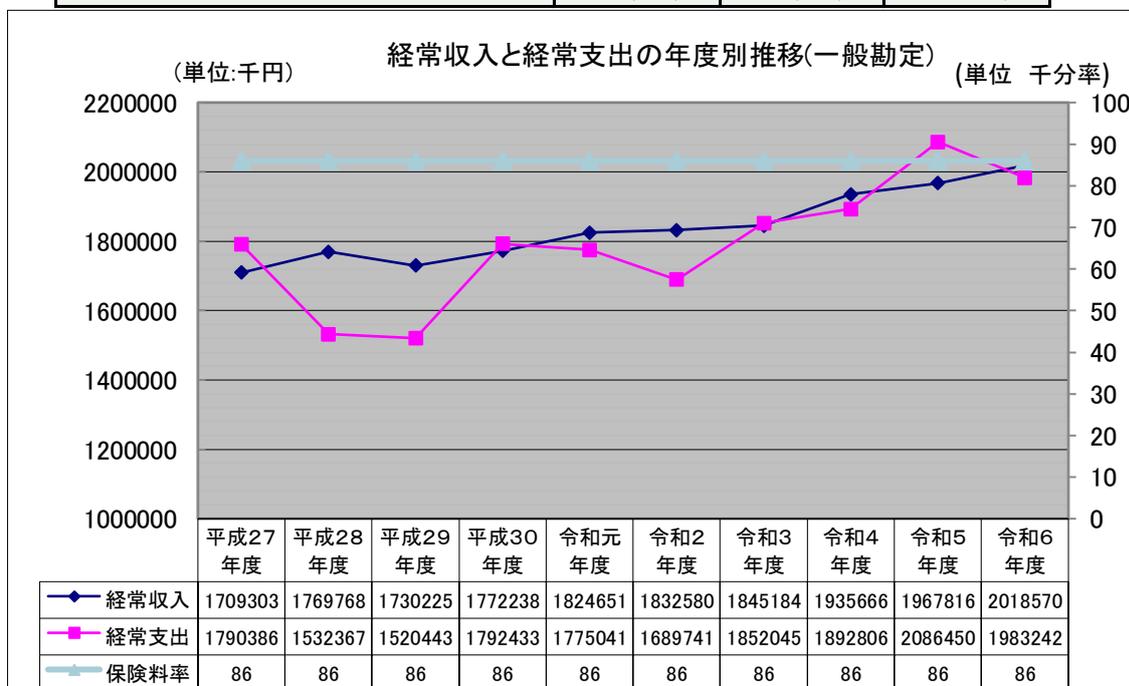
単位:千円

科目	決算額	前年度決算額	増 減
収支差	24,379	28,481	-4,102
単年度収支差(*を除く)	14,379	18,481	-4,102

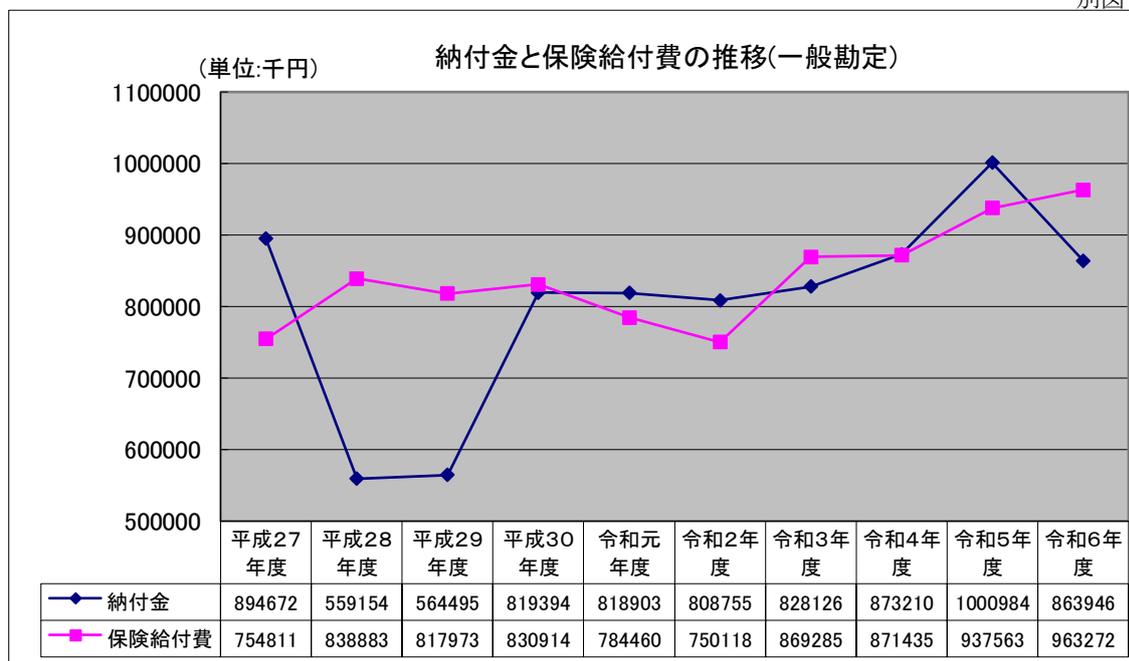
[財産目録]

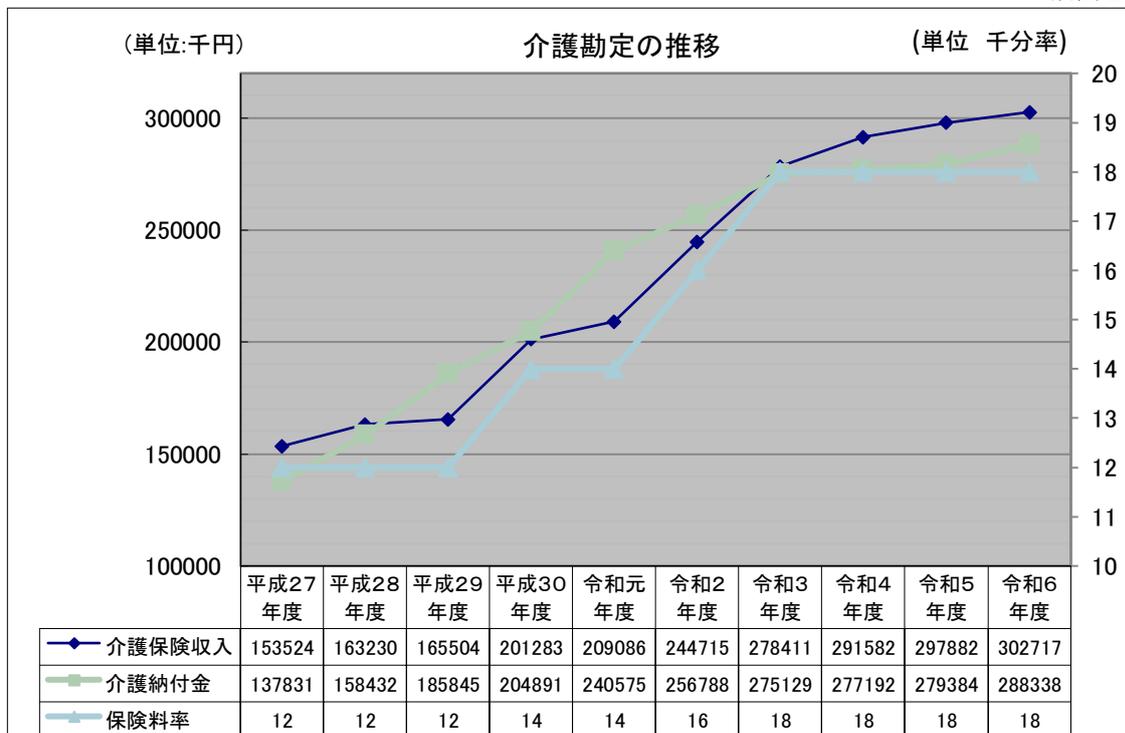
単位:千円

科目	令和6年度末	令和5年度末	増 減
法定準備金	370,000	370,000	0
別途積立金	1,409,943	1,335,587	74,356
退職積立金	20,854	19,200	1,654
建物	0	0	0
介護準備金	76,637	62,258	14,379
その他	273	0	273
合計	1,877,707	1,787,045	90,662



別図1





## [事務局だより]

### 理事長が交代しました

7月25日に、選定理事交代による選挙が開催され、下記のように決定しました。

退任 関 敦司

理事長就任 武満 泰雄

令和7年7月25日付

(公告第370号)

### 組合発行の保険証が使用できなくなります

令和7年12月2日から、使用可能であった組合発行の健康保険被保険者証は使用できなくなります。

12月2日以降、現在お手元にある保険証はご自身で処分をしてください。回収はしません。

但し、12月2日より前に退職、または被扶養者削除のお手続きがある方で、被保険者証をお持ちの場合は、返却してください。ご協力をお願いします。

### マイナ保険証を持っていない方へ資格確認書を発行します

12月2日から被保険者証はなくなり、マイナ保険証での運用になります。

マイナ保険証を持っていない方、解除した方、マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証としての登録をしていない方は、これまでの保険証の代わりに「資格確認書 (A4紙)」を11月中旬以降に配布予定です。

「資格確認書」は一世帯毎に社員ご本人宛封筒でお渡しします。

ご本人がマイナ保険証を所有していれば配布対象外ですが、所有していないご家族は配布対象です。

ご本人分の資格確認書はなく、該当家族だけを配布することもあります。

また、マイナ保険証を持っていない理由は会社にはお知らせしない等、個人情報に配慮したうえで、会社を通じて配布致

します。業務効率化のため、ご了承ください。

配布された資格確認書の扱いは、これまでの保険証と同様です。大切にしてください。紛失後、再発行をする場合には、再発行手数料が必要です。ご注意ください。

配布準備作業中にマイナ保険証を取得した方は、行き違いにより資格確認書が届いてしまう場合があります。その時は到着した資格確認書は会社担当者を通じて健保組合へ返却をしてください。

尚、今回の資格確認書の発行は厚労省のデータに基づいて実施しますが、マイナンバーカードを所有していないにも拘らず、資格確認書が到着しない時は健保組合までお問い合わせください。

## マイナ保険証作成のお勧め

マイナ保険証では、資格確認書で必要となる入退職や移籍などによる返却、申請などの手間が省けます。また、治療の際、質の向上・効率化につながることがあります。

マイナ保険証の作成をお勧めします。

## マイナポータルから健康保険番号が確認できます

マイナポータルからご自分の健康保険番号の確認ができます。

スマホアプリから、「マイナポータルにログイン」でアクセスして下さい。



## マイナ保険証の登録のお願い

現時点でマイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証登録をしていない方はマイナ保険証登録を実施してください。また、マイナンバーカードの電子証明の有効期限は5年目の誕生日です。市区町村から約3か月前に案内が届きますので、お誕生日までに市区町村窓口で更新手続きをしてください。この電子証明が切れると、マイナ保険証として利用ができなくなります。ご注意ください。

## [マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル](#)

## 被扶養者再認定調査を実施します

10月から被扶養者の再認定調査を実施します。

今回の調査は、18歳以上の被扶養者で直接調査が必要な人に調査票を送付します。

書類が届きましたら、対象者の現況により、必要な書類を明記する予定ですので、指示された書類の提出をお願い申し上げます。

## 被扶養者認定基準変更のお知らせ

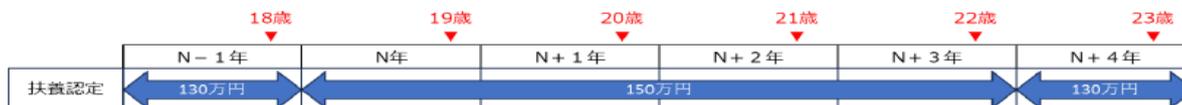
令和7年7月2日に被扶養者認定に関わる厚生労働省保険局長付け通知が交付され10月から施行されます。

被保険者が扶養する配偶者以外（※事実婚は配偶者とみなします）で19才から23才未満における扶養者認定のための収入基準上限が130万円未満から150万円未満に変更になります。

これは令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すことになったものです。

但し、そのほかの認定基準は今まで通りなので、被保険者の収入の1/2要件、別居の場合は、対象者の収入以上の送金確認、送金額と本人収入バランスなど、社会通念上の判断も含めての認定になることは変わりません。なお、学生であることは関係ありません。

年齢と収入については次をご参照ください。



その他、10月1日以前の扶養者認定については130万円未満で判断します。

なお、22才の翌年（暦年）には、収入上限が130万円未満に戻ります。

### 組合の現勢（令和7年7月末現在）

#### 一般保険

被保険者数	3,420名
男子	2,816名
女子	604名

被扶養者数	2,809名
男子	998名
女子	1,811名

#### 介護保険

該当被保険者数	2,168名
男子	1,766名
女子	402名

該当被扶養者数	746名
男子	6名
女子	740名

#### 編集後記

- ・今シーズンは暑かったですね。暦上は秋とはいえ残暑も厳しそうです。体調管理にはご留意を。
- ・保険証の扱いは、大きく変わっています。誰もが使うものなので、わからないことあれば、組合まで問い合わせください。

令和7年9月4日発行

日本電子健康保険組合

〒196-8558 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

編集・発行責任者／末岡 弘